

# 令和8年1月1日から 林野火災注意報・林野火災警報の運用を開始 🔥



令和7年2月に岩手県大船渡市で林野火災が発生し、焼損面積は約3,370ha、90棟の住宅が焼損（うち54棟が全焼）するという甚大な被害を生じました。このほかにも、山梨県大月市、熊本県南阿蘇村、岡山県岡山市及び愛媛県今治市において、焼損面積100haを超える林野火災が相次いで発生しました。これを踏まえ、春日井市火災予防条例を改正し、林野火災予防を目的として  
**林野火災注意報・林野火災警報を運用します。運用開始日は令和8年1月1日からです。**

なお、発令対象期間は林野火災発生の危険性が高い1月から5月です。

## 林野火災注意報 はどんなときに発令されるの？



次のいずれかの条件に該当する場合に発令します。

- 1 前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下であって、かつ、前30日間の合計降水量が30ミリメートル以下のとき
- 2 前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下であって、かつ、乾燥注意報が発表されているとき

※ 当日に降水が見込まれる場合又は積雪がある場合は発令しません。



## 林野火災警報 はどんなときに発令されるの？



林野火災注意報が発令される条件に加えて、強風注意報が発表された場合に発令します。毎日午前9時と午後3時の気象情報で発令・解除を判断します。



## 林野火災注意報・林野火災警報が発令されると、市民にどんな影響があるの？



春日井市火災予防条例第29条に基づき **「火の使用制限」** がかかります！



林野火災注意報発令

努力義務



【気象状況の悪化】

義務

林野火災警報発令

火の使用制限

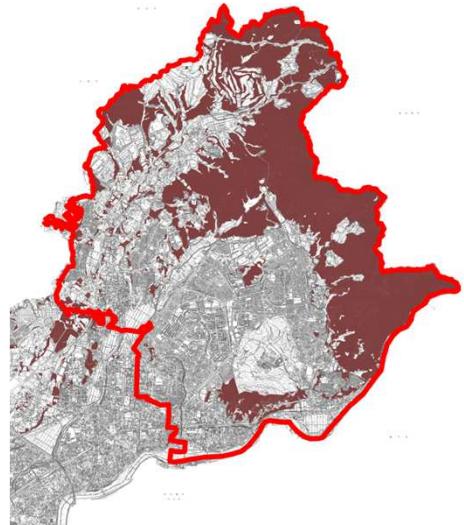
- ・山林、原野等への火入れをしない
- ・煙火を消費しない
- ・屋外で火遊び又はたき火をしない
- ・屋外で可燃物の附近で喫煙をしない
- ・林野等で喫煙をしない
- ・残火、取灰又は火粉を始末する

春日井市内のどの場所でも、火の使用制限を守らないといけないの？



火の使用制限の対象区域は次の町・台です。

明知町、石尾台、岩成台、内津町、押沢台  
神屋町、木附町、高蔵寺町、西尾町、坂下町  
白山町、高座台、高座町、高森台、玉野台  
玉野町、中央台、外之原町、廻間町、藤山台  
細野町（50音順）



※右の地図中、太線は対象区域を示しており、塗りつぶし部分は「喫煙をしないこと」としている林野等を示しています。この地図は春日井市のホームページでもご確認いただけます。

火の使用制限を守らなかったら、どうなるの？



林野火災注意報が発令されているときは、努力義務なので罰則は伴いません。  
林野火災警報が発令されているときは義務であり、「火の使用制限に違反した者に対して30万円以下の罰金または拘留に処する」と消防法で定められています。

林野火災注意報・林野火災警報が発令されているかどうかはどうやってわかるの？



発令された場合は、春日井市のホームページに掲載するほか、春日井市安全安心情報ネットワークで「気象等情報」の配信にご登録いただいた方にはメールで配信、火災情報テレホンサービスをご利用いただいた方には自動音声にてご案内します。

ほかに、消防車両の巡回や、のぼりを掲出することなどでもお知らせします。

【春日井市安全安心ネットワーク】



こちらから「気象等情報」の配信登録をしてください。



※ 登録料・情報提供料は無料、通信料は利用者負担です。

【火災情報テレホンサービス】

0568-44-0119（自動音声案内）

# 火災予防にご理解とご協力をお願いします

問い合わせ先：春日井市消防本部

通信指令課 0568-82-0119

予防課 0568-85-6383